

【理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準に関する規則】

(評議員の報酬)

第1条 評議員に対して、各年度の総額が10万円を超えない範囲で、次条において定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(評議員の報酬基準)

第2条 前条で、支給する報酬の基準は、1回の出会对して5,340円とする。

(理事の報酬)

第3条 理事に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、次条において定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(理事の報酬基準)

第4条 前条で、支給する報酬の基準は、理事会等1回の出会对して5,340円とする。ただし、当法人より給与を支給されているものに対しては、報酬は支給しない。

2 理事長に対して、月額150,000円の報酬を支給する。ただし、理事会・評議員会等への出会对して前項の報酬は支給しない。

(監事の報酬)

第5条 監事に対して、各年度の総額が10万円を超えない範囲で、次条において定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(監事の報酬基準)

第6条 前条で、支給する報酬の基準は、1回の出会（監査及び理事会等）に対して5,340円とする。

附則 この規則は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この規則は、平成30年4月1日より施行する。

附則 この規則は、平成31年1月1日より施行する。